

行政の 焦点



一人親方等の安全衛生対策について

（退避、立入禁止等）にこと。

すること

（有機溶剤中毒予防規則第18条第3項等）
係る規定の改正
④有害物の有害性等を

（勞動安全衛生規則第585條第1項等）

◆ 特定の作業方法で行う
ことが義務付けられてい
る規定の改正

◆特定の作業方法で行う
ことが義務付けられてい
る作業については

請負人に対しても
その作業方法を周知すること。

（労働安全衛生規則第592条の

3
第
2
項
等

労働者に保護具を使用させる義務がある作業について

ては、請負人に対しても保護具を使

方動安全衛生規則第
ること。

（六條安全衛生規則第六條第2項等）

卷之三

る遵守義務がされております。



労働安全衛生法は、職場における労働者の安全と健康を確保することを目的としており、これまではこの法律により保護すべき対象は、事業者に雇用されている「労働者」と位置付け、運用しておりました。

しかし、厚生労働省は最高裁が令和3年5月にいわゆる「建設アスベスト訴訟」で出された判決を踏まえ、一人親方などの安全衛生対策を強化することとなりました。

この最高裁判決で、労働安全衛生法第1条の目的規定には「快適な職場環境の形成を促進」とされており、その対象は労働者に限定していないと

このため、令和5年4月より、

- ①安全確保のための設備設置関係の規定の改正
- ②作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正
- ③場所の使用・管理権原等に基づく安全確保

判示しました。そして、労働者に該当しない者が労働者と同じ場所で働き健康障害を生ずるおそれのあるものを扱う場合に労働者に該当しない者を当然に保護の対象外としているとは解し難い、労働安全衛生法は労働者と同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨、などと判示しています。

うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行う

◆労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止と

（勞働安全衛生規則第327条第2項等）

詳しく述べ
のホームページをご参照
ください。

厚生労働省
「一人親方等の安全衛生対策について」